

「社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会 中間取りまとめ」
意見提出様式

NPO 法人 東アジア国際ビジネス支援センター (EABuS)

住所 東京都中央区銀座 6 - 6 - 1

電話番号 03 - 5537 - 6778

0. はじめに 「本意見募集にお答えするにあたっての私どもの考え」

共通番号の適用方法を考える前提として、デジタルネット社会環境下における国家ビジョンを明確にすべきである。なぜなら、共通番号はその前提としての根幹的社會基盤として位置づけられるべきものだからである。

貴委員会は社会保障と税分野における共通番号の導入を検討しておられるが、その際に税ならびに社会保障のあるべき姿と、具体的なビジョンの提起があつて初めて共通番号の範囲(ドメイン)が決まってくると思う。

今回の中間報告には、そうした重要かつ根本的な提言もしくはビジョンの提示がなく、枝葉末節な方法論のみを提示し、国民の選択に委ねようとしているように見えてしまう。もし、貴委員会の上部組織、あるいは関係組織でこのような提言もしくはビジョンを策定されているのであれば、本意見募集においてその内容を提示されたうえで、基本的に共通番号制度導入の是非を含めて意見を求めるべきである。

先進諸国は IT やネット技術を社会の中で活用するための具体的な施策を過去 10 年以上も進めてきている。その背景には、IT やネットを活用することで、紙文化からデジタルネット社会へのパラダイムシフトに適応し、効率的かつ安全・安心な「強い社会」を目指していることが挙げられる。

中間取りまとめの最終ページに「番号導入に関わる費用・期間」が記載されているが、上記のようなビジョン提起のない中で、単純にコストを提示するのは問題の矮小化につながる。

仮に、共通番号の適用範囲を費用・期間で比較するのであれば、少なくともそれぞれにおける期待効果も数値化して明示すべきである。

前述したように、共通番号の導入は国家の根幹的社會基盤に関わる重要な検討事項である。

それゆえに、国民に開かれた議論が必須であり、さまざまな判断材料を提示した上で冷静な議論の過程を国民に示すことが肝要である。

1. 選択肢 I 「利用範囲をどうするか」

※①～④のうち最も望ましいと考える選択肢番号を1つのみ選択し、記載してください。

④

- ① A案 (ドイツ型：税務分野のみで利用)
- ② B-1案 (アメリカ型：税務分野、社会保障は現金給付分野のみに利用)
- ③ B-2案 (アメリカ型：税務分野、社会保障は現金給付分野に加え、社会保障情報サービスにも利用)
- ④ C案 (スウェーデン型：幅広い行政分野で利用)

【選択理由】

共通番号の利用分野を限定・細分化しても、その利用分野外の官民の組織が管理する個人情報と連携する場合、これらの分野外組織は個人情報の一つとして共通番号を管理することが必要となり、共通番号の利用分野を限定することは無意味である。

例えば、税務分野のみで共通番号を利用するとしても、課税根拠として所得税の源泉徴収票や住民税の給与支払報告書を提供するのは企業等の給与支払者であり、企業等はその従業員等の共通番号を管理しなければ課税のための個人情報を提供することはできない。同様に公的年金所得についても日本年金機構、厚生年金基金、諸共済組合等は被保険者の共通番号を管理する必要がある。

このように考えると、共通番号は利用範囲に関らず個人情報の一つとして広範囲に記録・管理されなければその機能を果たすことができない。したがって、最終的には分野を行政に限らず民間サービスも含めたC案を目標とするべきである。ただし、現実的には段階的な導入が必要であることから、その第一段階としては早期に効果が期待できるA案が適当と考える。

なお、当設問でモデル(型)として示された米国やカナダなどでも、その適用範囲を社会保障分野からその他の分野へ拡大しようとしている。また州ごとではあるが徐々に国民への悉皆的番号制度の移行を進めている。ドイツではセパレート方式の番号制度を採用しているが、セクターごとの番号の統合化を進めつつある。こうした各国の動きを総合すると、共通番号の適用範囲の拡大への志向性は今後強まると考えられる。

2. 選択肢Ⅱ 「制度設計をどうするか」

【番号に何をを使うか】

※①～③のうち最も望ましいと考える選択肢番号を1つのみ選択し、
記載してください。

②

- ① 基礎年金番号
- ② 住民票コード
- ③ 新たな番号

【選択理由】

基礎年金番号は、一般的には20歳以上の国民に付番される番号であり悉皆的でない。また、同一人への重複付番や付番漏れ等の錯誤が頻繁に発生しており、番号体系としての信頼性は非常に低い。

新たな番号の導入は新規発番や失効等の番号管理システムを新規に構築する必要があり、出生、死亡等の異動を迅速に反映するために、利用者に新たな届出を強いることになる。あるいは、住民基本台帳あるいは住民基本台帳ネットワークとの連携をとるのであれば、住民票コードと重複することになる。したがって、新たな番号の導入は重複投資と重複管理を招き高コストかつ非効率的である。

住民票コードは、既に実運用されている悉皆的番号であることから、3案の中では共通番号としての可能性が高い。また、乱数採番による表意番号でないことから、氏名、生年月日、住所等から住民票コードを類推する、あるいはその逆の類推をすることが不可能である点もセキュリティの面で優れている。

ただし、住民票コードを共通番号として活用するに当たっては、住民票コードすなわち共通番号がIT社会の根幹的基盤であることを保証するために住基法よりも上位に位置する法の整備が必要になる。さらに、住民によるコード変更の申出、コード告知要求の制限等の対応も必要と考える。

【情報管理をどうするか】

※①・②のうち最も望ましいと考える選択肢番号を1つのみ選択し、
記載してください。

②

- ① 一元管理方式（各分野の番号を一本に統一し、情報を一元的・集中的に管理）
- ② 分散管理方式（情報を各分野で分散管理し、中継データベースを通じて、
共通番号を活用して連携）

【選択理由】

すでに日本では各セクターや業務ごとに固有の番号が付番されており、これを一本に統合することは不可能であるし、費用対効果の点からも望ましくないと考える。
従って、必然的に分散管理方式にならざるを得ないと考えるが、情報管理の点で重要なポイントは次のとおりと考える。

- ① 共通番号で連携した個人情報のアクセスログを本人に開示する仕組みを整備すること。
- ② 情報連携の範囲を法制として規定し、範囲を超えた連携を阻止する技術的仕組みを整備すること。
- ③ 中継データベースの管理基準、運用状況の透明性を確保すること。
- ④ 情報漏洩等の事件の発生を前提とした危機管理体制を整備すること。
- ⑤ 個人情報の運用管理に関する監視、改善勧告、不服申立審査等のために強制力をもつ第三者機関を設置すること。

3. 選択肢Ⅲ 「保護の徹底をどうするか」

(複数回答可能)

※①～③のうち望ましいと考える選択肢番号を選択し、
記載してください。

全て

- ① 国民自らが情報活用をコントロールできる
- ② 「偽造」「なりすまし」等の不正行為を防ぐ
- ③ 「目的外利用」を防ぐ

【選択理由】

設問にある要件はいずれも「望ましい」ではなく、必須要件である。
共通番号における個人情報保護の要件は国民がオンラインで手続をする場合の本人確認・認証の機能と、サービスのバックオフィスでの個人情報連携の機能に分けて考えるべきである。最も望ましいのは両者の要件を満足する番号体系を導入することであるが、これが満たされない場合は両者を別の番号体系とすることも検討すべきと考える。

主要な論点はいかにしてこうした情報保護の仕組みを実現するかである。

4. 補記 「社会保障・税に関わる共通番号を検討する上での具体的論点」

冒頭に述べたとおり、共通番号の導入にあたってはその目的と導入後のビジョンを明確にする必要があると考える。

そこで、社会保障・税分野で共通番号を導入する上で重要と考えられる論点を以下に補記する。

【論点1】所得税における収入の把握・確認

所得税は、納税義務者が申告した所得が課税根拠となるが、その申告内容を共通番号が付記された第三者による情報によって裏書きすることで、過少申告や申告漏れを防ぐ。

【論点2】給与所得における所得税年末調整制度と確定申告

今後考えられる税制改正において、扶養控除等の多様化、政策的税額控除の増加等により、年末調整の対象とならない所得や控除が生ずる可能性が高い。特に給付付き税額控除などでは世帯単位の所得を対象とするという考え方も成り立ち、これが実現した際には給与支払者ベースの年末調整では対応不能になる。年末調整が廃止もしくは複雑化した際に、確定申告の負担が増大するが、共通番号を導入することで申告内容の納税者への事前提供も可能となり、負担軽減につながる。

【論点3】住民税と所得税の連携

現状では確定申告の写しが市区町村で管理されている住民税課税台帳に反映され、住民基本台帳と突合し1月1日居住者であることを確認することで課税要件を確認し住民税が決定されるが、この間の連携はオフラインである。共通番号の導入によりこの間の情報連携を効率化する余地は多い。また、配偶者や被扶養者の所得の確認も迅速に行え、扶養対象者の申告ミス等の確認も可能になる。

【論点4】課税客体の分離管理による申告負担の削減

固定資産税や自動車税等では、対象物件の登録簿がそれぞれ地方法務局や陸連事務所で管理され、課税台帳は市区町村ないしは都道府県の税務課にて管理されている。そのため、固定資産の登記事項を変更する際には固定資産課税台帳記載事項証明書を市町村の税務課から得ることで固定資産の評価証明が行われ、自動車車検の際にも納税証明書を県の税務課から入手する必要がある。このように納税義務者が情報を橋渡しする形で手続きが行われているが、共通番号を導入することで、課税客体間で情報を分離管理していることで生じる手続きが軽減できる。

【論点5】年金被保険者の資格得喪・種別変更のプッシュ型管理

20歳到達時に厚生年金被保険者以外は国民年金1号被保険者資格取得が必要であるが、現行制度では20歳に到達した人に対して満遍なく加入を呼び掛けるが、加入手続きは本人が主導的に行うことになる。国民年金1号被保険者資格取得に関する手続きは市区町村で受け付け、資格取得情報は年金事務所に伝達され、情報が保管されている。共通番号を導入することで、1号被保険者資格取得が必要な対象者を選別し、プッシュ型情報提供により加入を喚起する手法が望まれる。

また、世帯主の退職等によって年金種別の変更・異動が生じた際にも、それに伴う必要な手続きを喚起することで、年金加入期間の漏れを防止する施策が必要である。

【論点6】年金給付裁定請求手続きの簡素化

60歳到達時に行う年金給付裁定請求手続きには、申請事項が詳細にわたっていると同時に、数多くの証明書が要求されることで煩雑さが目立つ手続きである。また、この手続きの存在を知らないことで年金給付を受けられない事例も存在する。申請事項や証明書の多くは市区町村や公共職業安定所、各種共済組合、医療機関等で管理されている情報であることから、共通番号により情報連携を行い、60歳到達者に対してプッシュ型で申請を促すと同時に、申請方法の改善を図ることは可能である。

【論点7】雇用保険給付

共通番号導入により離職票情報の共有を図ることで、公共職業安定所間の情報の流れを円滑に行うことが可能になる。また、給付付き職業訓練制度等の新制度に対する適用基準を確認する際にも有効となる。

御意見ありがとうございました